

セーフティネット保証５号の認定要件

認定申請者の類型	認定要件	認定申請書の区分
売上高要件による認定基準		
指定業種に属する事業のみ（兼業含む）を営んでいる場合	中小企業者全体における最近３か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５％以上減少している。	イ－①
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	以下の要件を満たすこと ①最近３か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の５％以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業者それぞれの最近３か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５％以上減少している。	イ－②
売上高要件（創業者）による認定基準		
指定業種に属する事業のみ（兼業含む）を営んでいる場合 ※創業１年３ヶ月未満等の理由により前年同期との比較ができない方が該当	中小企業者全体における最近１か月の売上高等がその直前３か月の月平均売上高等と比較して５％以上減少している。	イ－③
指定業種と非指定業種を営んでいる場合 ※創業１年３ヶ月未満等の理由により前年同期との比較ができない方が該当	以下の要件を満たすこと ①最近１か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の５％以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業者それぞれの最近１か月の売上高等がその直前３か月の月平均売上高等と比較して５％以上減少している。	イ－④
原油高要件による認定基準		
指定業種に属する事業のみ（兼業含む）を営んでいる場合	以下の要件を満たすこと ①中小企業者全体の最近１か月の売上原価のうち原油等の仕入額が２０％以上を占めている。 ②中小企業者全体の最近１か月の原油等仕入れ単価が前年同月と比較して２０％以上上昇している。 ③中小企業者全体の最近３か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期と比較して上回っている。	ロ－①
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	以下の要件を満たすこと ①最近１か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の２０％以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業それぞれの最近１か月の売上原価のうち原油等の仕入額が２０％以上を占めている。 ③指定事業の最近１か月の原油等仕入れ単価が前年同月と比較して２０％以上上昇している。 ④中小企業者全体と指定事業それぞれの最近３か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期と比較して上回っている。	ロ－②
利益率要件による認定基準		
指定業種に属する事業のみ（兼業含む）を営んでいる場合	中小企業者全体における最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期の月平均売上高営業利益率と比較し２０％以上減少している。	ハ－①
指定業種と非指定業種を営んでいる場合	以下の要件を満たすこと ①最近３か月間における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の５％以上を占めている。 ②中小企業者全体と指定事業それぞれの最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期の月平均売上高営業利益率と比較して２０％以上減少している。	ハ－②